

令和元年7月

上天草市農業委員会会議録

令和元年7月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和元年 7月 10日

午前 9時 30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第 1号 農地法第 3条第 1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 4 議案第 2号 農地法第 4条第 1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 5 議案第 3号 農地法第 5条第 1項の規定による許可申請の承認について
- 日程第 6 議案第 4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第 7 議案第 5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 報告第 1号 家族経営協定について
- 日程第 9 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(8名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 7番 岩崎 國重 9番 松本 光義

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 田島 伸吹 嘱託 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(3名)

6番 磯田 清俊 8番 源 義通 10番 森 和敏

1 開 会

事務局（徳弘）

おはようございます。

ただいまから、令和元年度7月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、8名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます）

議長（西岡）

本日は、7月の総会ということで、皆さん方には、大変ご多忙の中に、そしてまた天気の悪い中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、総会が開会できますことを厚く御礼を申し上げます。

梅雨に入りまして、大雨が降ったり長雨が続いたり、ご心配な点もあろうかと思えます。天草は昭和47年の7月6日に集中豪雨に見舞われ、123名の犠牲者を出した大雨を経験をいたしております。災害は忘れたときにやってくると申しますけれども、最近の災害は、いつ、何時、どこでも起きる、そのように頻繁な災害が起きております。今月の初めも、鹿児島県で非常に激しい集中豪雨に見舞われて甚大な被害がでているところでございます。私たちの地元におきましても、早く梅雨が上がり被害がないことを祈るだけでございます。また、台風のシーズンも来るといって大変心配なわけではございますけれども、皆さん方もそれぞれ気を配りながら、自分たちの仕事に、生活に頑張ってくださいたいと思っております。

きょうもよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡） それでは議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、1番、蓮田委員、よろしく願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡） それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第1号、番号1番です。議案の2ページをご覧ください。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△番△、地目は畑、面積1,030㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から東南東の方向約2.2キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田1,051㎡、畑6,712㎡、合計7,763㎡、稼動力は3、農機具等は、トラクター1、田植機1、コンバイン1、トラック1、動力噴霧器1、マルチ張り機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から徒歩10分とのことで、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会が定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、花卉を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。

補足説明といたしまして、許可後申請人がハウスを設置する予定とのことでした。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

4番（水野） はい。4番、水野が説明をさせていただきます。きのうは暑い中の現地確認、お疲れさまでした。

受人と譲渡人ですけれども親子関係でございます。今回新規就農をされるそうです。これから少しずつですけれども、ハウスを建てて花を植えられるそうです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま、説明が終わりましたけれども、ちょっといいですか。
経営が7, 763㎡ですね。そしてその貸付というのが8, 756㎡になっている。貸付と借入とあるから、所有権を移転した人が経営は7, 763㎡でその貸付が8, 756㎡あるということ。

9番（松本）

自作が7, 763㎡で貸付が8, 756㎡、譲渡人は計1.5町の農地を所有している、という事ですね。

議長（西岡）

譲渡人と譲受人の自作面積も貸付面積もまったく同じになっていますが。

事務局（徳弘）

どうしてもこのシステム上、世帯が同じ場合は譲受人も譲渡人も同じ情報がここにできてしまいます。

3番（山口）

事務局への書類上はちゃんと出ているわけですね。確認ですが、今回の1, 030㎡は、この7, 763㎡の中から譲渡をするということですね。

事務局（田島）

はい。

議長（西岡）

ほかに何かございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

はい、それではご異議ございませんので、申請どおり承認することといたします。それでは、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

2番の申請人は有明町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町姫浦地区字□□△△△△番、地目は畑、面積1, 315㎡、同じく字□□△△△△番、地目は畑、面積120㎡です。合計2筆、合計面積は1, 435㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりです。直線距離で○○○○○から南南西の方向、約16.5キロのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が、田1, 460㎡、畑1, 403㎡、合計2, 863㎡で、すべて天草市所在の農地になります。稼動力は1、農機具等は、耕運機3、草刈機2、消毒機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続いて、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は、自宅から車で約30分とのことで、要件をクリアしております。また、現在所有している農地と今回の申請地の合計が、農業委員会の定める下限面積要件40アールを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、ビーツを作付けする予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われま。

補足説明といたしまして、申請人の経営状況については、天草市農業委員会の耕作証明書にて確認しております。また、申請人が市外在住のため、7月5日に現地確認と面談を別途実施しております。説明は以上です。

議長（西岡） はい。ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1番（蓮田） はい。議案第1号2番について、1番、蓮田が説明いたします。

譲渡人と譲受人は、親の代から付き合っている方で何の問題もありません。申請地は、国道266号線を松島町から姫戸町に向かい、〇〇〇の交差点から西のほうに〇〇〇メートルぐらい行ったところです。

譲渡人は、今、東京に住んでいますので、天草に帰って農業はできない、ということ話が決まったそうです。補足といたしまして、何を作るのか聞いたところ、赤蕪みたいなものを作るということで、それをどうするんですかと聞いたら、これがジュースの原料になるそうです。熊本方面で作ってあるそうです。私の家から〇〇メートルぐらいのところですので、目配りしながら応援していきたいと思えます。私からは以上です。

議長（西岡） はい、ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、2番につきましては、申請どおり承認することといたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について

議長（西岡） それでは、続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△、地目は田、面積145㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりです。直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約500メートルのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は追認案件であり、既に工事は完了しているため費用は発生しないとのことです。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水はないとのことです。被害防除については、既に工事が完了しており、新たに造成工事等を行う予定はないとのことであり、周辺への被害等はないとのことです。

補足説明といたしましては、追認案件のため始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内） 推進委員の山内が説明いたします。〇〇〇敷地の駐車場が狭かったので、敷地を賃貸する計画で調査したら、無断転用が分かった、ということです。周辺への影響はなく、始末書も提出されています。よろしく申し上げます。

議長（西岡） ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい、議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。

2番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番△、地目は畑、面積56㎡です。申請場所は図面1ページ④、

詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北西の方向約2.5キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、事業資金は土地造成費及び建築費約△△△△万円であり、資金計画では、自己資金の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の状況は、隣接する農地は申請者の農地だけであるため、地区の排水同意書のみ確認しております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水で、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、側溝へ排水するとのことです。被害防除については、隣接する農地は申請者の農地のみで、特に影響もなく、完成後も日照通風耕作等、近傍農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしましては、事業計画では造成工事を行わないと記載されていましたが、昨日の現地確認では、造成工事を行うということでしたので、被害防除はきちんと行うよう指導しております。また、申請地は第1種農地と判断しており、1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、不許可の例外である集落接続に該当することから、許可は可能と判断しております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内）

推進委員の山内が説明します。今、住んでいらっしゃるところは道が狭く、人の土地を歩いていかなければならないため、生活するのに高齢で大変不便とのことです。新築の計画を立てましたが、設計上宅地になる土地が狭いので、一部宅地としたいとのことです。周りの農業への影響もまったくございません。ご審議よろしく申し上げます。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい、議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。

3番の申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△番△、地目は畑、面積23㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約15キロのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は宅地拡張で、事業資金は追認案件であり、既に工事が完了しているため費用は発生しないとのことです。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する第1種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の水道を利用し、排水については、雨水及び生活雑排水は既設の側溝へ流し、汚水は汲み取りで処理するとのことです。被害防除については、既に工事は完了しており、新たに造成工事等も行う予定もないとのことであり、周辺への被害等はないとのことです。

補足説明といたしましては、追認案件のため始末書を提出していただいております。また、申請地は第1種農地と判断しており、1種農地の転用は原則不許可となりますが、不許可の例外である集落接続に該当することから、許可は可能と判断しております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本）

はい。元々、父親が建てた時に大工さんが土地いっぱいまで建てて、犬走りの部分が畑に食い込んできたというような状況です。今回新築をされるということで手続きをしている途中で違反転用が分かり、今回申請をされたそうです。区長さんの同意書並びに隣接地の同意書もいただいております。どうぞご審議のかたよろしく申し上げます。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

- 議長（西岡） 続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について、1番から、事務局説明をお願いいたします。
- 事務局（田島） はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。
1番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積426㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から東の方向、約500メートルのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、個人住宅の建築です。事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書も確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ流すとのことです。被害防除については、造成は整地不要のため付近への影響はなく、完成後の近傍農地への日照通風耕作等への影響はほとんどないとのことです。説明は以上です。
- 議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 推進委員（松岡） はい。議案第3号1番について、推進委員の松岡が説明をいたします。
申請人は現在アパートにお住まいですが、子どもの誕生に伴いまして家を立てたいということで、今回の場所を選ばれたそうです。周りは全部コンクリートで固めてありますし、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。
- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)
- 議長（西岡） はい、異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定をいたします。
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局（田島） はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

2番の申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△番△、地目は田、面積275㎡です。申請場所は、図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西南西の方向、約2キロのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は、個人住宅の法面造成で、事業資金は追認案件であり、費用は発生しないと計画では記載がされております。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は自己所有の農地のみであったため、地区の排水同意書のみ確認しております。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は自然排水で、生活雑排水及び汚水はないとのことです。被害防除については、造成時土砂の流出等については、十分な防除方策をとり、周辺地域へ影響がおよばないようにするとのことです。また、完成後については、近傍農地への日照通風耕作等に影響はないとのことです。

補足説明といたしましては、既に造成工事に着手していたため、始末書を提出していただいております。また、今回の申請地は、6月の総会で法面を早急に転用申請するという条件付きで許可したものになります。説明は以上です。

議長（西岡） はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮） 議案第3号の2番について、推進委員の二宮が説明します。

今、事務局から説明がありましたとおり、6月の総会で承認された分の追加申請ということで、前回承認されるときに条件付きで、法面部分が農地にはみ出していたところを分筆して今回の申請ということになります。始末書もいただいておりますので、審議をよろしくお願いします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、何かございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もありませんので、申請どおり承認することに決定をいたします。

3番につきましては、先ほど事務局の説明がありましたとおり、取り下げることをございますので、皆さん、よろしく願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を行います。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

議案第4号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明いたします。議案は8ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、新規設定のみ1件となっております。

議案の内容は、土地の所在、大矢野町登立字□□□地番△△△△番△ほか1筆、登記簿地目は畑2筆、面積は合計3,951㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は、普通畑、支払いは現金で、1筆△△△△△円、設定期間は、令和元年8月1日から令和3年7月31日までの2年間です。利用権の設定をする人、1名、利用権の設定を受ける人、1名、利用権設定の合計は3,951㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明がございましたけれども、皆さん方ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

異議なしということですので、議案第4号につきましては、原案どおり承認することに決定をいたします。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について。非農地通知交付申請書の提出が別紙議案のとおりありましたので、農業委員会の意見を決定するために審議を求めます。

1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（田島）

はい。議案第5号番号1番です。議案は10ページになります。

1番の申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積639㎡、同じく字□□△△△△番△、地目は畑、面積382㎡、合計2筆、合計面積は1,021㎡です。

今回の申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で、〇〇〇〇〇から北の方向、約3キロのあたりに位置しております。申請地については画面のとおりです。大半が山林化しており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口） 今、事務局から説明したとおりでございます。ちょうど道路が真ん中を通っております、少しだけ近年作ったあとがあるような状態で、大木になって、ほとんどが木の陰になって農地とは言えませんので、よろしくご審議かたお願いします。

議長（西岡） はい。ただいま1番につきまして、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（田島） はい。議案第5号番号2番です。議案は同じく10ページになります。

2番の申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△番△、地目は田、面積190㎡です。今回の申請場所は、図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で、〇〇〇〇〇から西南西の方向、約2キロのあたりに位置しております。申請地については画面のとおりです。かなり荒れており、今後耕作される見込みもないですが、非農地化はまだ厳しいのではないかと思います。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮） 議案第5号の2番について、推進委員の二宮が説明します。

物件の場所は、〇〇〇〇〇のほうから海岸沿いを入れてきて、□□入口の付近です。小さな木もなく雑草だけの状態だと思います。非農地には厳しいのかなという感じがしますが、審議のほうよろしくお願いします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま2番につきまして説明がございましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。事務局並びに担当推進委員の説明によりますと、厳しいんじゃないかろうかという説明でございますけれども、皆さん方いかがですか。

- 3番（山口） 面積も面積だし、今後耕作する見込みもないのであれば、どうかとも思うが。
- 9番（松本） 法務局との認識の違いというか。
- 議長（西岡） 農業委員会は、所有者の所在や通作耕作条件などが分かっている、もう耕作する意思はないんだから、ということになりますが、法務局は、ただ現況というか現況で判断するわけです。
- 事務局（徳弘） 農地台帳だけの話であれば「もう市外だし」ということにもなりますが、登記の変更まで考えた場合、不都合が生じてきます。
- 議長（西岡） 事務局も担当委員もちょっと無理じゃないだろうかという説明ですので、2番につきましては保留ということですか。保留、否決か。
- 事務局（田島） 非農地に該当なら非農地通知を出しますが、農地に該当するときは農地該当通知となります。
- 事務局（徳弘） 非農地通知には該当しない。非農地の承認はできない、となります。
- 議長（西岡） それでは、2番の非農地申請の承認はできないということで、よろしく願いいたします。
- 報告第1号 家族経営協定について
- 議長（西岡） それでは、続きまして、報告第1号、家族経営協定について、次のとおり家族経営協定書の提出があったので、報告します。
事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 事務局（塩田） はい。報告第1号の家族経営協定書について報告します。議案は11ページになります。今回の経営協定書は2件提出されております。
番号1番、締結者は大矢野町の夫婦2名で、夫68歳、妻61歳です。畜産農家を営んでおり、主に大矢野町上字□□で、経営面積は114アール、経営体育成支援補助金を申請しており、協定の内容は、1日8時間労働、休日は原則月に4日ということになります。
番号2番、締結者は大矢野町の62歳の夫婦2名で、主な生産物は米と野菜、主に大矢野町上字□□□及び□□・□□辺りで、経営面積は田50アール、畑60ア

ールになります。経営体育成支援補助金を申請しており、協定内容は、1日7時間労働、休日は原則月に5日になります。以上で報告を終わります。

議長（西岡）

はい、ただいま報告第1号につきまして、事務局から説明がございましたけれども、皆さん、何かご質問ございませんか。

（なし の声あり）

議長（西岡）

それでは皆さん方、慎重なるご審議をいただきまして、本日の議案がすべて終了いたしましたので、このあたりで閉じたいと思います。あとはその他でよろしくお願いたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前10時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和元年7月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>西岡光雄</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>松本孝義</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>藤田治佳</u>